慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三二六〕 共同相続株式の分割承継を前提とする議決権行使と株主総会決議の瑕疵 (大阪地裁昭和六一年五月七日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.9 (1992. 9) ,p.109- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19920928-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三二六〕 共同相続株式の分割承継を前提とする議決権行使と株主総会決議の瑕疵

（大阪地判昭六一年五月七日　昭五六（ワ）四四〇号、五四八八号株主権確認請求・株主総会決議無効確認等請求事件　判例時報一二四三号一二二頁）

〔判示事項〕

共同相続の対象となった株式について、法定相続分による分割承継を前提とする株主名簿を作成し、これに基づく議決権行使を認めた株主総会決議が、決議方法の瑕疵を理由として取り消された事例

〔参照条文〕

商法二〇三条二項、昭和五六年改正商法前の二四七条一項

〔事　実〕

被告Y_1株式会社は、発行済株式総数六万二四〇〇株の同族会社である。Y_1会社の代表取締役の訴外Aは、同社株式を四万八二〇〇株所有していたが、昭和三九年一一月六日死亡した。Aの長男である原告Xと被告Y_2（Aの妻）、Y_3（次男）、Y_4（参男）、Y_5（四男）、Y_6（長女）の六名がAを相続した。A死亡前におけるY_1会社の株主構成は、A四万八二〇〇株、X六〇〇〇株、Y_2一二〇〇株、Y_3三〇〇〇株、Y_4二〇〇〇株、Y_5一〇〇〇株およびY_6一〇〇〇株であった。その後、紆余曲折を経て、A所有の株式のうち三二〇〇株をY_2が承継する旨相続人間で協議が成立したが、残りの四万五〇〇〇株については分割協議がととのわず、相続人の準共有状態にあった。

被告Y_1会社は、Aの遺産である四万五〇〇〇株につき、法定相続分による相続が開始し、原則的には、Y_2が三分の一、その他の相続人は各一五分の二の割合で当然に分割承継したと判断し、各相続人の生前の受益分を考慮して株式数を決定して、従前の持株数にこれを加算した上で株主名簿を作成した。昭和五六年六月二八日に開催されたY_1会社の第三四期定時株主総会は、右の株主名簿に基づき招集されており、「1　訴外Bを監査役に選任する。2　Y_3、Y_4、Y_5を取締役に選任する。3　取締役及び監査役の年間報酬総額を一八〇〇万円以下とする。4　第三

四期の決算書類を承認する。5　定款第八条の二を新設し、『当会社の株式の譲渡をなすには、取締役会の承認を要する。』旨定款を変更する。」との五項目の決議をした。その際、六〇〇〇株を有するXが反対しただけで、決議は、いずれも賛成多数で承認可決された。

原告Xは、実際には遺産分割協議がととのいY_1会社株式一万五七五〇株を相続し、所有している旨の確認を求め（四四四〇号事件）、さらに、本件総会決議では、X相続分の株式数が考慮されておらず、Y_1会社が勝手に作成した株主名簿に基づいて議決権を行使させているので、主位的に本件総会決議は無効である旨を主張し、予備的に、A所有の株式が未分割であり、相続人の共有に属するならば、権利行使者が指定されていなければならず、この指定のないかぎり議決権行使できないから、この議決権を行使できない株式数の割合からすれば、本件総会決議の方法に瑕疵があり取消をまぬがれない旨主張し（五四八八号事件）、本訴に及んだ。

〔判　旨〕

第四四四〇号事件請求及び第五四八八号事件の主位的請求を棄却。本件総会決議を取消す。

一　「Y_1会社には、定款上、株主総会開催のための定数の定めがないこと、本件株主総会には委任状分を含めて株主全員が出席していること……本件総会決議がいずれもX（議決権を認められた株式数六〇〇〇株）が反対しただけで、賛成多数をもって承認可決……されていること、遺産である四万五〇〇〇株が共有状態にあって、議決権行使できないとした場合、《本件決議》1、2、4については賛成多数で可決……されているが、同3については反対多数（……Y_3、Y_4、Y_5の議決権は利害関係があることから除外されるので……）で否決され、同5については賛成が三分の二の多数に達せず……否決されることになること……が認められ」、本件株主総会は、「株主総会として存在し、商法に規定する決議成立要件（商法二三九条、二四〇条）をも充足しているから本件総会決議は有効に存在し（当然無効ではない）、また本件総会決議の内容自体が法令又は定款に違反するものでないことは明らかである。」

二　「株式は単に一定の配当を受領する権利或いは売却して代金を受領する権利というような金銭的価値だけを有するにすぎないものではなく、議決権など会社の経営に関与する権利を含んだ会社に対する株主たる地位を表章するものであって、民法四二七条の適用がある可分給付を目的とする債権ではないから、株式を共同相続した場合、遺産分割によってその帰属が定められない限り、共同相続人の準共有に属するものと解するのが相当である（最高裁昭和四五年一月二二日第一小法廷判決・民集二四巻一号一頁）ところ、本件では、右株主名簿の記載が、相続人の協議によって右Aの株式が分割されて、その承継人からその旨名義書換請求がなされたところを表示したものではなく、

Xを除いた相続人の意向を呈して、Y_1会社が株主名簿を創造的に作成したものであることは、Y_1会社の自認するところである。

そうすると、Y_1会社の株主名簿の記載は、Y_1会社自身、Aの株式について分割協議が成立していないことを知りながら、一方的に右株式が当然相続人に分割帰属するものと考えて作成したものということになり、いまだ準共有状態にある真実の権利関係に反するものであり、右株主名簿の記載に基づいて議決権が行使された本件総会決議には、少なくともその決議方法に法令違反が存するというべきである。」

〔評　釈〕

判旨に若干疑問。

一　会社訴訟のうち三分の一程度は、株式・持分の相続、特に共同相続をめぐる争いであり、会社訴訟の姿を借りた相続紛争という現象を呈している旨が指摘されている（大野「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」八十年代商事法の諸相〈鴻先生還暦記念〉二三三頁）。本件もまさにその例にもれない。そして、本件は、法定相続分による分割承継を前提とした会社側作成による株主名簿に基づく議決権行使を認めた株主総会決議が、決議方法に瑕疵があるとして取り消した点で、最初の判例と評価されている（小林・本件評釈・ジュリスト九六五号九四頁）。

二　本件判旨が、昭和四五年一月二二日の最高裁判例を引用して述べているような見解、すなわち、株式の共同相続の場合、遺産分割によってその帰属が決定されていなければ、その株式は共同相続人の準共有に属するとの見解が現在の通説である。そして、会社との関係で株式の準共有関係を認められるためには、株主名簿上に共有関係を示す記載がなされなければならず、その準共有株式については、商法二〇三条二項の規定に従って、株主の権利を行使すべき者、いわゆる権利行使者を一人定め、会社に通知しなければ、株式の準共有者である共同相続人は、会社に対して株主であることを対抗できず、株主権を行使できないと解されている（米津・新版注釈会社法二〇三条注四、五〈三巻五一頁、五二頁〉）。

右のような通説的見解に対して、株式の相続に際して、各相続人は、相続株式について自己の相続分に応じて独自に承継することができ、少なくとも整除できる範囲で株主名簿の名義を自己名義に書き換えることができ、それゆえ、単独で株主権を行使できるとする見解が主張されている（出口「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政一二号八九頁）。当然分割説と称されるこの見解によれば、通説を前提とすると相続人全員の合意が得られないかぎり、共有名義への書き換えができなくなり、会社に対して株主権行使の途が閉される結果が生ずるので、当然分割説を採用して、単独の株主権行使を認めれば、共同相続人相互の利害調整という観点からして、より公平な結果をもたらすと主張される（出口・前掲筑波法政一二号八八頁、八九頁）。この当然承継説を前提として

考えると、法定相続分を基本にした本件Y_1会社による本件議決権行使の取り扱いは、決して支離滅裂ではない。確かに、そのような処置によって当面の手詰り状態を打破して事態を前に進めることは可能となるけれども、相続をめぐる紛争は、抜本的には解決されておらず、混乱の積みかさねということになりかねない（小林・前掲ジュリスト九六五号九五頁）。

三　準共有状態にある株式に関して、権利行使者の定めがない場合に、Y_1会社側で、当然に相続人に分割帰属すると考え、株主名簿の作成を行ない、それに基づいて議決権行使がなされたことになっている点に決議取消事由があるものと判旨は考えている。本来行使できない議決権が行使されたとされ、投票に算入されているのだから、その点に決議方法の違法性が見てとれるので、この点の判旨は妥当である（学説の中には、行使できない議決権につきその投票のみを無効とすればよく、取消原因とはならないと解するものがある点については、谷川・注釈会社法二四七条注一〇〈四巻一九一頁〉参照）。また、判旨認定の事実に基づいて本件決議を見ると、決議の不存在や決議内容の法令違反などは見いだせない。なぜならば、本件決議の瑕疵は、準共有株式につき、権利行使者の定めがないのに、議決権行使があったとされている点につきるからである。

確かに、本件決議には決議取消事由があり、決議は取消されると立論すべきであるが、決議内容を個々的に検討してゆくと、いわゆる裁量棄却の可能性が認められる部分もあると考えられる。本件Y_1会社では、総会決議に関して定足数の定めはない。従って、判旨認定のように、準共有の遺産株式につき議決権行使できないと解しても、本件決議の1、2、4は、賛成多数で可決されていることになる。さらに、本件決議3には、昭和五六年改正前の商法二三九条五項が適用され、特別利害関係人の議決権を除くと本件決議3は否決され、本件決議5は、定款変更なので、商法三四三条の関係から三分の二多数が必要となるため、これも否決されることになる。そうすると、裁量棄却の可能性を吟味すべきは、本件決議1、2、4の三つである。

その場合にまず問題になるのは、本件決議に一つの会社意思として取消されるべき瑕疵が付着しているのに、部分的に裁量棄却され得るか否かである。裁量棄却そのものは、衡平の観点よりする裁判所の行為であるから、そのような目的達成のためには、部分的に裁量棄却されてもよいと考えられる。次に問題となるのは、裁量棄却のための要件に合致するか否かである。昭和五六年の商法改正により、商法二五一条にその要件が明確化されている。本件は、この商法改正前の事案ではあるが、改正後の明文規定を趣旨どおりに適用してもよいと考えられる。なぜならば、昭和五六年の改正では、これまでの学説と判例を踏まえて明文化がなされている（元木・改正商法逐条解説〈改訂増補版〉一一二頁）からである。明文化された要件によれば、①違反事実が重大でないこと、および、②決議の結果に影響のないことの二点が必要である。第一の要件である違反の事実が

重大でないことについては、本件では、発行済株式総数の約七二％が準共有となっており、その点に問題が発生し、動きのとれない手詰り状態が生じているわけであるが、この手詰り状態は、準共有株主間で協議がととのわないことから生じているのであり、しかるべき決議を成立させ、会社を運営・継続させる必要性に重点を置けば、相当数の株式が関係していても、重大でないと評価できる。さらに、本件総会は、委任状分も含めて全員出席総会である点がそれに加味される。株主全員の参与が確保されているのである。第二の要件については、準共有株式を除いて計算すれば、単純多数が成立するのだから、充足されていると考えられる。以上の次第で裁量棄却の可能性に関して、判旨に若干の疑問を呈したい。

（平成四年五月二六日）

加藤　修

〔民集未登載最高裁民訴事例研究　一〕

1　第三者の一審における訴訟行為につき二審で追認があったものとされた事例

最高裁平成二年一二月四日第三小法廷判決（最高裁平二（オ）第八五一号）所有権移転登記手続等請求事件、判例時報一三九八号六六頁。

〔事　実〕

Xは、Yの長男訴外AをYの代理人としてY所有の農地を買い受けたと主張して、Yを被告とし所有権移転登記等請求訴訟を提起した。第一審で被告側は、本件農地がYの所有であることを認めるほかXらの主張を否認する答弁書を提出したが、弁論には欠席し、結局右答弁書の陳述が擬制されたのみで、Y敗訴の判決が下された。本件上告理由中の記載によると、訴え提起の事実は当時病気で入院中のYには知らされず、前記の答弁書もAが作成し提出したとのことである。第一審敗訴判決をAから知らされたYは、訴訟代理人に控訴を委任し、控訴審では実体関係を争うとともに第一審でAがYの氏名を冒用して応訴した旨を主張するよう要請したが、訴訟代理人は実体関係のみ